百四　陸上自衛隊信太山駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
大阪府和泉市	大阪府和泉市	大阪府泉大津市
伯太町官有地	黒鳥町及び伯太町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	北豊中町三丁目並びに東豊中町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		大阪府和泉市
		芦部町（次の図面に示す部分に限る。）、池上町（次の図面に示す部分に限る。）、池上町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、王子町一条院町、王子町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、王子町尾井町（次の図面に示す部分に限る。）、小野町（次の図面に示す部分に限る。）、黒鳥町一丁目から四丁目まで、桑原町、次の図面に示す部分に限る。）、幸一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、阪本町（次の図面に示す部分に限る。）、山荘町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、太町（次の図面に示す部分に限る。）、鶴山台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、伯太町、伯太町一丁目から六丁目まで、東阪本町（次の図面に示す部分に限る。）、並びに府中町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び七丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百五　陸上自衛隊川西駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
兵庫県川西市	兵庫県川西市	兵庫県伊丹市
久代四丁目一番五十号	久代四丁目（次の図面に示す部分に限る。）	荒牧六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、鋳物師四丁目及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大野一丁目から三丁目まで、荻野一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、荻野西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北伊丹一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東野一丁目から八丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、瑞原二丁目（次の図面に示す部分に限

百六　陸上自衛隊伊丹駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
兵庫県伊丹市	兵庫県伊丹市	兵庫県伊丹市
緑ヶ丘七丁目一番地の一	緑ヶ丘七丁目（次の図面に示す部分に限る。）	鋳物師一丁目から五丁目まで、大鹿二丁目から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、大野一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、荻野一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目、春丘二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目、北伊丹一丁目、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目、三丁目、四丁目、一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から九丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、鴻池一丁目から五丁目まで、東野一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、高台一丁目から八丁目まで、広畑一丁目、瑞ヶ丘一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目から五丁目まで、瑞原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、瑞穂町一丁目から七丁目まで

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
	兵庫県宝塚市	兵庫県宝塚市
		口谷西二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、口谷東二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、山本野里一丁目から三丁目まで並びに山本丸橋二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで
	兵庫県川西市	兵庫県川西市
		加茂一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに久代一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに東久代一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。